

関西学院大学 研究成果報告

2019年10月31日

関西学院 院長殿

所属：法学部
職名：教授
氏名：河村 克俊

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 関西学院留学 長期（滞在国： ドイツ連邦共和国 ） <input type="checkbox"/> 関西学院留学 短期（滞在国： ） <input type="checkbox"/> 宣教師研究期間
研究課題	ドイツ思想史にみる自由と根拠律
研究実施場所	ドイツ・トリーア大学
研究期間	2018年9月1日 ～ 2019年8月31日（12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

いわゆる啓蒙の時代にあたる18世紀ドイツの哲学・思想の脈絡のうちに「自由」ならびに「充足根拠律」について考察することを今回の学院留学では主な課題とした。先ずこの二つの概念をドイツ語で本格的に思想や哲学が語り出されるこの世紀前半に生まれた新たな「形而上学」のうちに、そして世紀の後半この「形而上学」が解体され、これに代わるものとして現れる「批判哲学」のうちに考察した。

世紀の当初、充足根拠律はあらゆる事象生起を制約する原理と見なされ、人間の自由な選択や行為もまた例外ではないと考えられた。そこでは、どのような充足根拠ないし決定根拠にしたがうとき人間は自由であると言えるのか、という問いのうちにこの概念が反省されている。この根拠律を矛盾律と共に世界を構成する基本原理とみなす観点をライプニッツから受け継いだChr. ヴォルフは自由概念を次のように定義する。「自由は、二つの同じように可能なもののうち、より好ましいものを自らの選択意志によって選ぶという心の能力以外の何ものでもない」。選択意志とは欲求能力であり、感性的ならびに理性的に対象を欲求する能力である。ここではこの能力が「理性」に基づいて対象選択を行うところに自由が成立するとみなされる。理性に基づく対象選択とは、理性の提示するよきものの表象を自らの選択の充足根拠ないし決定根拠として受容することである。換言するならば、欲求能力である選択意志が感性的な動因を退け、理性的な動因に従って対象選択を行うところに自由が成立することになる。この自由は充足根拠を前

提に成立する自由に他ならない。この「選択意志の自由」の信奉者は、欲求能力である選択意志が「理性」に従うことで自由が成立するとみなすことで、欲求能力に対する認識能力の優位という立場をとっている。

これに対しピエティスト派の哲学者Chr. A. クルージュスは欲求能力である「意志」の認識能力に対する優位を認める立場から、新たな自由概念を提示する。「完全な自由はまた、無差別の自由ないし均衡中立の自由と名付けられる。この自由は、どこにでも見出されるものではなく、ただ次のような場合に、すなわち二つの客体が最終目的として、少なくとも私たちの洞察によって同等の価値をもつとき、もしくは同等の強さで欲求する二つの最終目的のもとでどちらかを選ぶべき時に、生じる」。実際にこのような均衡状態が生じることは稀であり、一見恣意的な概念であるように思われるが、しかし知性の提示する良きものの表象に対して意志がそのまま従うのではなく、意志が知性をただ道具として用いているという観点からみるならば、意志は二つの対象の双方を選ばず、均衡状態のままにしておくことが可能であると理解できる。意志は知性の提示する複数のよきものの表象を自らの力で中立化し、どちらをも選ばないこと、またどちらでも選べることになる。この自由はまた、充足根拠律のもつ決定性を相対化するという意味をもつ。そして、この「理性に基づく選択意志の自由」と「均衡中立の自由」が18世紀前半から半ばまでドイツの哲学・思想界で主要な自由概念と見なされることになった。

このような思想史の脈絡のうちにあつてカントは新たな自由概念の可能性を問うことになる。すなわち、決定根拠の連鎖のうち生じる私たちの行為選択が、いかなる意味で無制約的でありうるのか、という問いである。この問いがいわばライト・モチーフの役割を果たすことになる。この問いを自覚するところからカント固有の自由概念の生成が始まり、同時にまたこの自由概念を許容する世界観の構築への過程が始まる。時間的に先行するところに常に決定因ないし決定根拠をもつ限り、人間の選択や決定は決して無制約的ではあり得ない。換言すれば、空間・時間的に全ての事象が制約されている世界のうちには、無制約的な活動性はあり得ない。そこでは常に外的ならびに先行的な決定根拠による制約が前提される。

その後カントは私たちが感性的に認識する事象についてその経験的实在性を認めつつ、それが常に私たちの認識能力の制約のもとに現われるものであり、例外なくこの能力に制約されているので、私たちの認識能力に相対的なものであるとみなす観点を次第に明確に自覚することになった。換言すれば、空間・時間的に対象化されるあらゆる事象は例外なく私たちに固有の認識能力を通じて産み出されるものであり、空間・時間は認識主観に固有の形式であるので、この形式を通じて現われることのない客観そのものについて私たちは認識することができない、ということである。そして主観の能力のもつ限界のゆえに認識することのできない客観それ自体が、認識主観に対して対置されることになる。対象世界に関するこのような省察を遂行することを通じて、最終的にカント固有の新たな視座が産み出されることになる。批判期の著書では、現象するあらゆる事象について、その経験的实在性を認めつつ、同時にまた認識能力に限界のあることに基づく反省的な視点からはそれらを人間の能力に相即的な表れとみなし、意識の産み出すものと解釈する見方が提示される。またこの過程で「充足根拠律」の妥当性は空間・時間的に現われる事象に制限される。そしてこの「超越論的観念論」という新たな視座が、自由概念への問いを含む二律背反の問題を解決するための「鍵」とみなされるに至る。「無制約的な選択意志(ないし自発性)」を意味するカント固有の新たな自由概念は、認識能力のもつ形式としての空間・時間的な制約を認め、人間のうちにこの制約を受けることのない活動の可能性を認めるというカント固有の世界観とともに生成した概念に他ならない。以上の考察を纏める作業を現在行っている。現在までの成果に次のものがある。

「ヴォルフの著書にみるドイツ語の諸概念 — 認識に関わるターミノロジー —」

(関西学院大学 言語教育研究センター『言語と文化』第22号 2019年3月 pp. 57-78)。

報告用紙①

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※関西学院留学は所属長を経て、宣教師研究期間は大学教員は学部長及び学長を経て院長に、高中部教員は各部長及び高中部長を経て院長に提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。